

浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 事業化分科会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱はデジタルを活用したまちづくりの推進体制に関する要綱（以下「推進体制要綱」という。）第19条の規定に基づき設置される、事業化分科会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 事業化分科会は、浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム（以下「PF」という。）の分野間連携の促進、分野横断的な取組に資する活動の事業化に向けた、調査、研究、検討、実証等を行うことを目的とする。

(対象となる活動)

第3条 事業化分科会の設置の対象となる活動は次のとおりとし、実装段階にある事業については対象としないものとする。

一 フェーズ1

分野横断的な取組又はデータ活用の推進により、地域課題の解決や新産業の創出に資するものであって、事業の検討・構想から実証に至る段階の活動

二 フェーズ2

分野横断的な取組又はデータ活用の推進により、地域課題の解決や新産業の創出に資するものであって、事業の実証からサービスの実装に至る段階の活動

(活動期間)

第4条 事業化分科会の活動期間は、原則として、設置日から当該年度末とする。

(活動計画)

第5条 事業化分科会の設置又は活動期間の延長を希望する会員（以下「提案会員」という。）は、年間の活動計画を所定の書式で運営委員会（推進体制要綱第18条に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 前項の提案会員となりうる会員は、推進体制要綱第15条第1項に規定する一号会員（運営会員）又は二号会員（パートナー会員）とする。

(設置等の承認、廃止の決定)

第6条 運営委員会は、提案会員から提出された活動計画を審査し、当該活動がPFの目的の達成に資すると判断したときは、事業化分科会の設置又は活動期間の延長を承

認する。

- 2 運営委員会は、第4条の活動期間にかかわらず、事業化分科会の構成員（以下「分科会メンバー」という。）又は活動が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事業化分科会の廃止を決定することができる。
 - 一 推進体制要綱若しくはこの要綱に違反し又はP Fの信用を著しく害したとき
 - 二 主要な分科会メンバーが解散又は営業を停止したとき
 - 三 分科会メンバーが暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - 四 活動計画に沿った活動が行われず又は行われない蓋然性が高いとき
 - 五 事業が実装段階に移行し、事業化分科会で検討・実証する意義を喪失したとき
 - 六 その他P Fの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

（活動報告）

第7条 事業化分科会は、当該年度末までに、活動報告を所定の書式により行うものとする。

（分科会メンバー）

- 第8条 分科会メンバーは、提案会員のほか、当該事業化分科会への参画を希望する会員（推進体制要綱第15条第1項の会員をいう。以下同じ。）をもって組織する。
- 2 提案会員は、当該事業化分科会への参画を希望する会員の参加を不当に拒んではならない。
 - 3 分科会メンバーは、いつでも事業化分科会を退会することができる。ただし、退会後も第10条を遵守する。
 - 4 分科会メンバーは無報酬とする。ただし、次条の分科会メンバーの協議により、報酬を支払うことを妨げない。

（費用）

第9条 事業化分科会の活動に要する費用は分科会メンバーの自己負担とし、負担割合は分科会メンバーが協議して決する。

（秘密保持）

第10条 分科会メンバーは、事業化分科会活動を通して知得した他の分科会メンバーの技術的な情報、秘密等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

（事例の共有）

第11条 事業化分科会の活動計画、活動成果及び活動報告（以下「活動成果等」とい

- う。)は、会員に共有され、会員は活動成果等を自由に利用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、活動成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見等が含まれると事業化分科会が判断したときは、事業化分科会は運営委員会と活動成果等の取扱いについて協議するものとする。
 - 3 事業化分科会は、活動成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め運営委員会に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

(要綱の制定改廃)

第12条 この要綱の制定改廃は市長が行い、改廃した場合は、遅滞なく会員に通知する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。